

産保第 2597 号

令和3年3月11日

千葉県高圧ガス地域防災協議会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長

(公 印 省 略)

高圧ガス容器移動中の事故防止について (通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年1月12日及び3月10日、高圧ガス容器を運搬中の輸送車が交通事故を起こし、落下した高圧ガス容器から高圧ガスが漏えいする事故が発生しました。

については、別添のとおり県内の高圧ガス製造事業者等に通知しましたので、貴職におかれましても、貴協議会構成団体宛て注意喚起してくださるようお願いいたします。

担当
産業保安課 保安対策室
TEL:043-223-2736

COPY

産保第 2597 号
令和3年3月11日

高圧ガス製造事業所長 様
液化石油ガス販売事業者 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長
(公印省略)

高圧ガス容器移動中の事故防止について (通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年1月12日及び3月10日、高圧ガス容器を運搬中の輸送車が交通事故を起こし、落下した高圧ガス容器から高圧ガスが漏れ出す事故が発生しました。

1月の事故では、凍結した路面により車両がスリップし横転したもので、積載していた液化石油ガス容器が道路上に落下し、50kg容器2本から液化石油ガスが漏れ出したものでした。

また、3月の事故では、高速道路上において右前輪がパンクしたことで中央分離帯に衝突し、積載していた液化石油ガス容器が高速道路上に落下、50kg容器3本から液化石油ガスが漏れ出すとともに落下した容器が対向車に衝突し、乗員1名が負傷する人身事故が発生しました。

いずれの事故も交通事故を起因とするものであり、幸いにも漏洩したガスへ引火するなどの二次被害は発生しなかったものの、事故現場周辺へ影響を及ぼす災害に発展する可能性があるものでした。

つきましては、今後、同様の事故を防ぐため、関係法令及び下記事項の遵守をお願いいたします。

記

- 1 高圧ガス輸送車の運行にあたっては、輸送車両の整備を確実にを行うとともに安全運転を励行すること。
- 2 事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置を取り被害の拡散防止に努めるとともに、夜間休日を問わず、災害発生時の通報系統に従い直ちに電話等により通報すること。

担当
産業保安課 保安対策室
TEL:043-223-2736

高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等 (液化石油ガス一般消費者等に係る事故の場合を除く)

- 1 千葉県内の高圧ガス関係事業所に係る災害、あるいは高圧ガスの輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、**夜間休日を問わず、直ちに電話等による通報を行うこと。**

なお、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所においては、同法第23条の規定する**異常現象の通報を優先**させること。

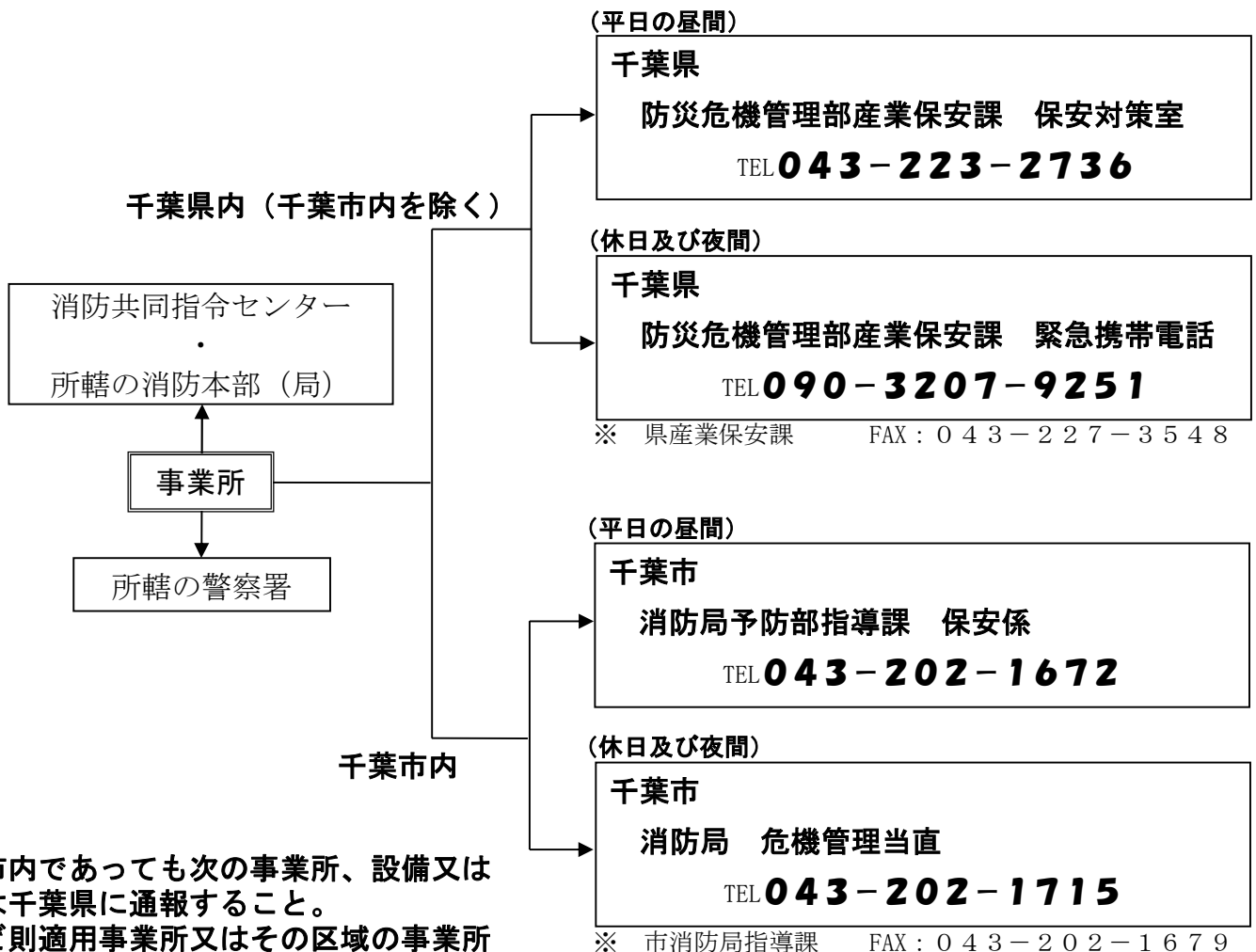
- 2 報告事項は次のとおりとする。

- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所（設備名等を含む）
- (3) 災害等の概要（被害状況を含む）
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、とりあえず、第1報を通報すること。

(通報した内容が高圧ガスの事故に該当する場合は、追って事故届書を提出すること。)

- 3 高圧ガス関係事業所に係る災害発生時の通報系統 (令和2年4月1日現在)
事故が発生した場合、**発生場所に依じて**下図の通り通報すること。



※千葉市内であっても次の事業所、設備又は施設は千葉県に通報すること。
 ・コンビ則適用事業所又はその区域の事業所
 ・液化石油ガス法の適用を受ける設備又は施設